

第 2 章 環 境 保 全 の 経 緯

第1節 公害の発生から未然防止へ

第2節 公害防止計画

第3節 環境基本条例の制定と環境計画の策定

第4節 環境保全関係年表

第1節公害の発生から未然防止へ

戦後復興は基幹産業を中心に新技術の導入により経済の自立化を図るとの方針のもとに、昭和30年通商産業省の石油化学第一期計画である「石油化学育成対策」が策定され、これを具現化する形で海軍燃料しょう跡地が昭和右油(株)に払い下げられ、三菱グループとシェルグループによる我が国初の石油コンビナート形成の第一歩を踏み出し、昭和34年から本格的に操業を開始することになった(第1コンビナート)。ついで、昭和38年から午起地区で第2コンビナートが操業を開始し、四日市市は全国有数の石油化学工業都市として歩み始めた。

しかし、これらコンビナートの形成は硫黄酸化物による大気汚染や油分による水質汚濁等の公害を引き起こし、深刻な社会問題となった。硫黄酸化物による大気汚染の影響は、第1コンビナートが操業を開始した直後の昭和35年頃より、工場に隣接する磯津地区や塩浜地区に集中して呼吸器系疾患が発生した。第2コンビナートが操業を開始した昭和38年頃からは、ますますその度を深め全国的に注目を集めようになつた。また、水質汚濁についても第1コンビナートの操業開始とともに、四日市港地先海面でとれる魚には異臭があるという問題が起つり、この原因はその後の調査の結果、鉱物油分による水質汚濁によることが判明した。

公害問題が発生した背景としては、

巨大な工場群が四日市港を中心とする臨海部及びその周辺約800万m²に立地し、かつ急速に建設されたことにより地域の生活環境が著しく変化したこと。

工場地帯と住宅地域が接近又は混在していたこと。

燃料消費量が非常に多いこと。

操業開始当初は生産設備の増強におわれ、大気汚染、水質汚濁等の公害防除のための研究や配慮が十分でなかったこと。

大気汚染問題については、気象条件、特に季節風の影響を強く受けること(主風向は冬期は北西風、夏期は南風又は南東風)

などがあり、これらが影響したものと考えられる。

このような公害問題を早急に解決すべく行政を中心に調査や対策が行われた。まず、昭和38年四日市地域をばい煙規制法の対象区域とするため、国から四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)の調査が行われ、翌昭和39年から同法の指定地域となつたが、硫黄酸化物に係る排出基準は現状を追認する程度のものでしがなかつた。そのほか公害に対する規制は、昭和41年に水質保全法・工場排水規制法の適用、昭和42年の三重県公害防止条例の施行、さらには昭和43年の大気汚染防止法、昭和46年の水質汚濁防止法の施行など各種の規制が行われたが決して十分なものとは言えなかつた。こうした中で抜本的な環境改善を果たす役割を演じたのは、三重県公害防止条例により、全国に先がけて昭和47年より実施された硫黄酸化物に係る総量規制並びに昭和49年より実施された化学的酸素要求量(COD)に係る総量規制であつた。また、高度経済成長路線の中で市の北部霞ヶ浦地区に昭和45年に完成した工業用埋立地は、これまでの苦い経験をふまえ、既存住宅地と工場とを隔離するための出島方式とし、ここで昭和47年から第3コンビナートが操業を開始した。このほか昭和46年度からは国の第一次地域として四日市地域における公害防止計画が、三重県により策定され、本市において総合的な計画をも併せ各種の事業を実施した。これら規制や公害防止計画の実施並びに環境問題に対する配慮等が功を奏し、危機的な様相を呈した時期を克服して、昭和51年度には全市域で硫黄酸化物に係る環境基準を達成するなど着実に環境改善がなされてきた。

平成2年には、三重県・四日市市及び産業界の出損により「(財)国際環境技術移転研究センター」を設立し、これまでに蓄積されてきた公害防止技術・知識を開発途上国に移転するため、海外からの研修生の受け入れ、海外での現地研修、調査団の派遣等の事業を行つてゐる。

また、国際的には平成4年6月に地球サミットが開催され、国内的には平成5年11月に、「環境基本法」が制定された。本市においても、質的に高い水準を求める市民意識の高まりの中で、コンビナート工場に対する悪臭公害等の一層の改善要望のほか、市民の身近な生活環境にも目が向けられ、主要幹線沿道を中心に自動車交通による騒音や大気汚染、生活排水による水路・河川等の水質汚濁、中小工場、建設工事、深夜営業に係る騒音問題などが注目されており、公害問題の態様は、多様化、広域化している。

このような環境問題に適切に対処するため、平成7年3月に、基本理念等を定めた「四日市市環境基本条例」を制定し、これに基づき、望ましい環境像や具体的な施策などを示した「四日市市環境計画」を策定した。また、平成7年9月には市民のみなさん、事業者及び行政が一体となって、「四日市市環境計画」に掲げた本市の望ましい環境像「地球的な視野に立ち、皆で取り組む、水と緑の豊かな、

安らぎと潤いに満ちたまち」の実現を目指し、「快適環境都市宣言」を行った。

今後は、望ましい環境像の実現に向け、環境計画に示された各施策を着実に進展させていく必要がある。

第2節公害防止計画

1. 第1期公害防止計画（昭和46年度～昭和52年度）

公害対策基本法第19条の規定に基づく四日市地域公害防止計画（四日市市、楠町、朝日町、川越町）は、昭和45年12月第1次地域として計画が策定され、昭和46年度から昭和52年度（昭和49年度に計画の見直しが行われた）まで、総額1,500億円を越える事業費を費やし各種公害防止事業が実施された。

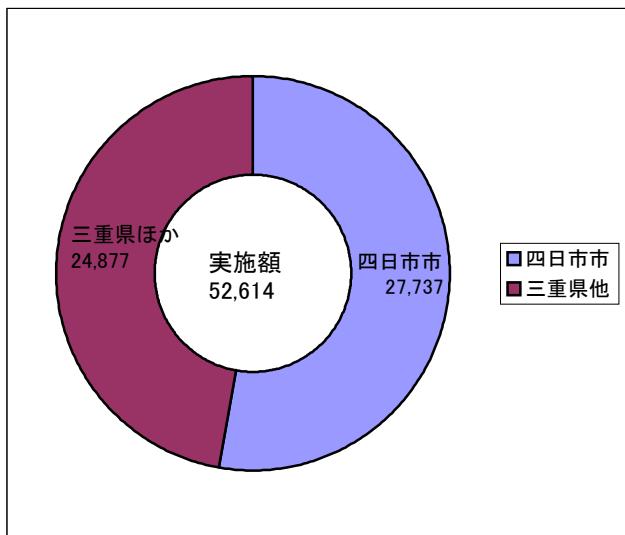
第1期公害防止計画（昭和46年度から昭和52年度まで）実施状況

表1. 第1期公害防止計画実施状況（第2章 表1）

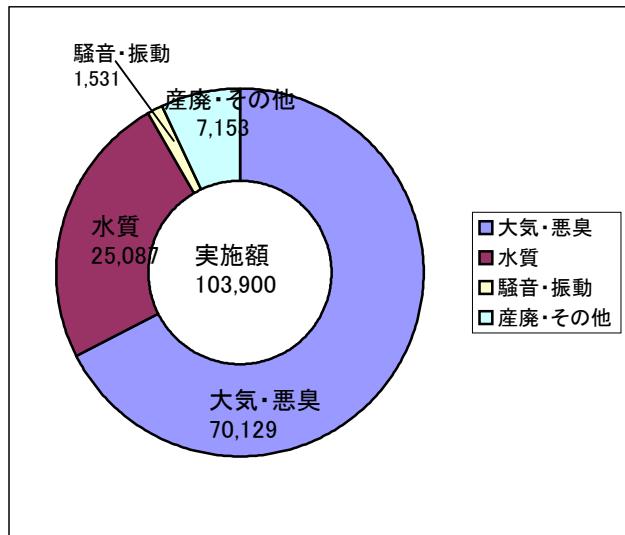
（単位：百万円）

期間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%)
昭和46年度～昭和52年度	公共 〔四日市市〕	60,904 〔32,412〕	52,614 〔27,737〕	86.4 〔85.6〕
	企業	114,861	103,900	90.5
計		175,765	156,514	89.0

（公共）



（企業）



単位：百万円

2. 第2期公害防止計画（昭和53年度～昭和57年度）

第1期公害防止計画に引き続き、なお、光化学オキシダント、水質汚濁等について今後も公害防止対策を講ずる必要があるとして、昭和53年度から昭和57年度までの5カ年にわたる 第2期公害防止計画により事業が実施された。

第2期公害防止計画事業費は、486億円と第1期公害防止計画事業費に比べ大幅に減少したが、これは緊急的な公害防止対策が第1期に集中して実施されたことによる。

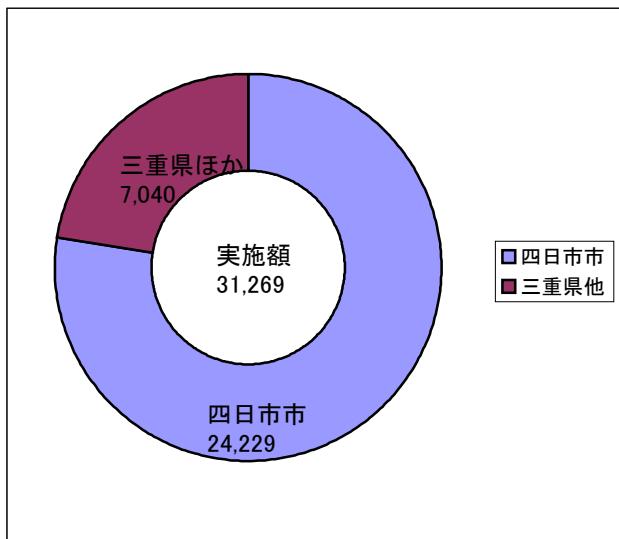
第2期公害防止計画（昭和53年度から昭和57年度まで）実施状況

表2. 第2期公害防止計画実施状況（第2章 表2）

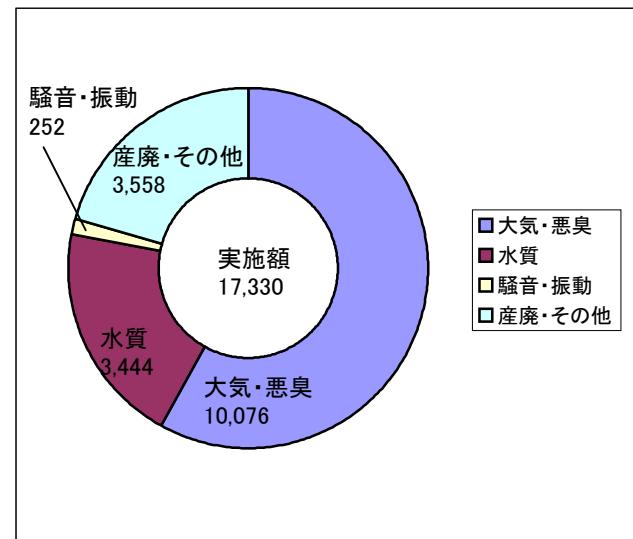
(単位:百万円)

期間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%)
昭和53年度～昭和57年度	公共 〔四日市市〕	57,804 〔24,445〕	31,269 〔24,229〕	54.1 〔99.1〕
	企業	20,448	17,330	84.8
計		78,252	48,599	62.1

(公共)



(企業)



単位：百万円

3. 第3期公害防止計画（昭和58年度～昭和62年度）

第1期・第2期に引き続き、今後も総合的な公害防止対策を講ずる必要があるとして、昭和58年度から昭和62年度までの5カ年計画を策定し、事業を推進してきた。

第3期公害防止計画事業は、産業公害防止対策の一層の推進を図るとともに、都市化の発展に伴い新たに起ってきた都市生活型公害の対策も含め、総額469億円が投資された。

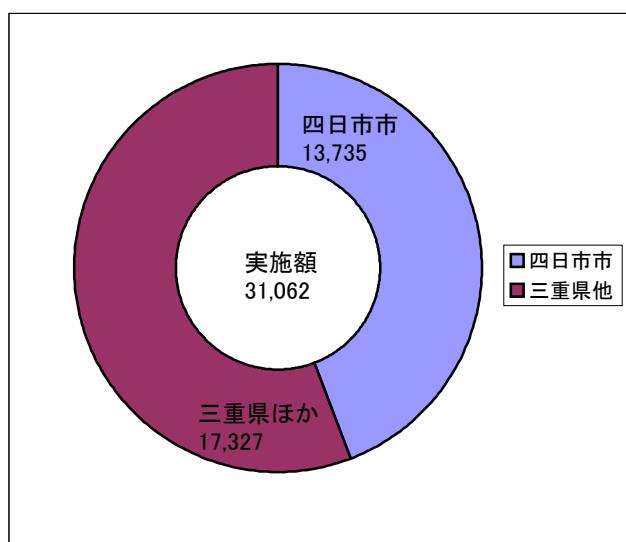
第3期公害防止計画（昭和58年度から昭和62年度まで）実施状況

表3. 第3期公害防止計画実施状況（第2章 表3）

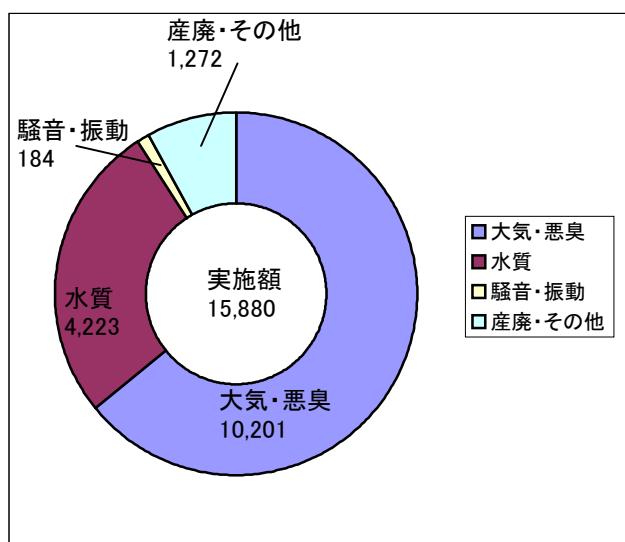
（単位：百万円）

期間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%)
昭和58年度～昭和62年度	公共 〔四日市市〕	35,198 〔15,874〕	31,062 〔13,735〕	88.2 〔86.5〕
	企業	17,107	15,880	92.8
計		52,305	46,942	89.7

（公共）



（企業）



単位：百万円

4 . 第4期公害防止計画（昭和63年度～平成2年度）

第4期公害防止計画は、引き続き残された課題に対処するため、昭和63年度～平成2年度を計画期間とし策定され、伊勢湾の水質汚濁対策、道路交通公害対策、地盤沈下対策等に総額812億円が投資された。

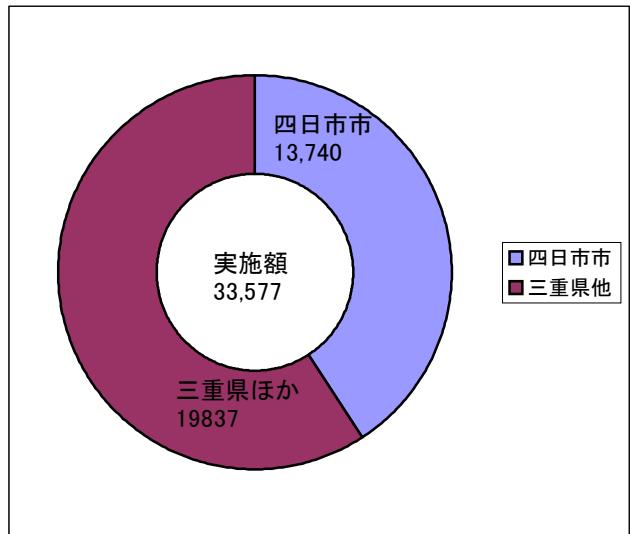
第4期公害防止計画（昭和63年度から平成2年度まで）実施状況

表4 . 第4期公害防止計画実施状況（第2章 表4）

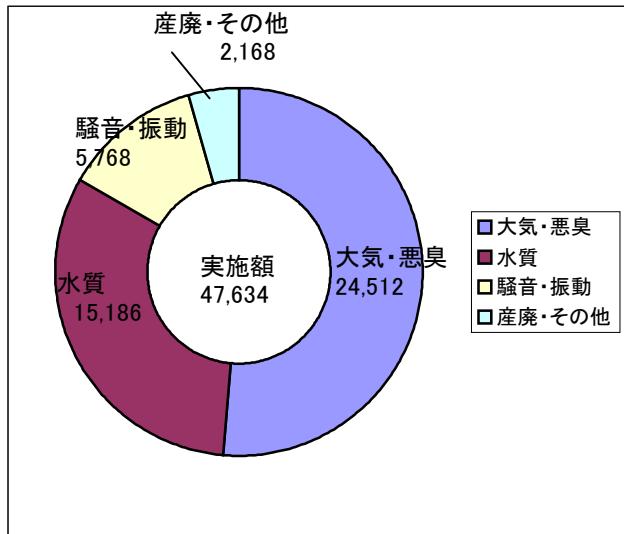
（単位：百万円）

期間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%)
昭和63年度～平成2年度	公共 〔四日市市〕	35,515 〔12,135〕	33,577 〔13,740〕	94.6 〔113.2〕
	企業	39,559	47,634	120.4
計		75,074	81,211	108.2

（公共）



（企業）



単位：百万円

5. 第5期公害防止計画（平成3年度～平成7年度）

第5期公害防止計画は、当地域の環境が改善の傾向にあるものの、なお道路交通公害対策、伊勢湾の水質汚濁対策等の課題が残されているとして、平成3年度から平成7年度までの5ヶ年を計画策定期間として策定され、伊勢湾の水質汚濁対策、道路交通公害対策等に総額1,984億円が投資された。

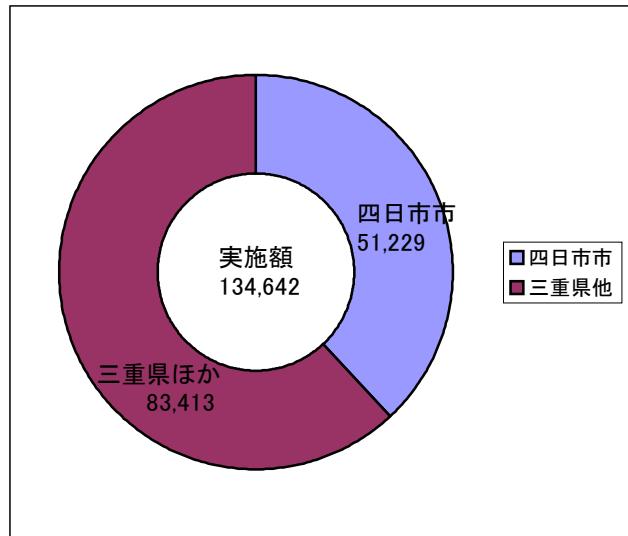
第5期公害防止計画（平成3年度から平成7年度まで）実施状況

表5. 第5期公害防止計画実施状況（第2章 表5）

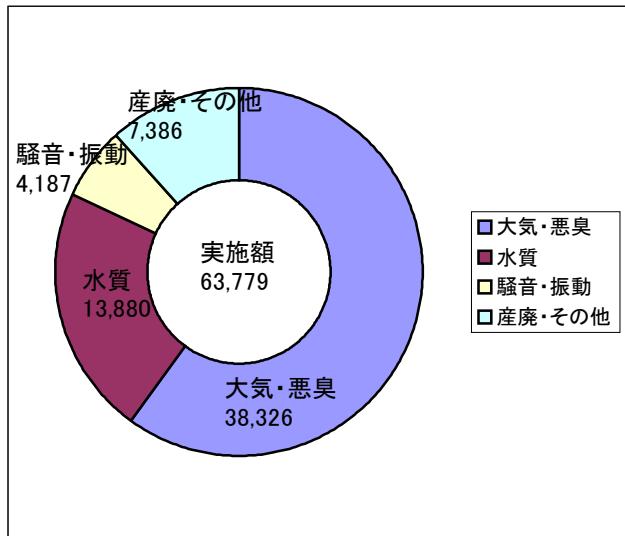
（単位：百万円）

期間	事業主体	計画事業費	実施額	進捗率(%) ¹⁾
平成3年度～平成7年度	公共 [四日市市]	99,558 [35,807]	134,642 [51,229]	135.2 [143.3]
	企業	32,336	63,779	197.2
	計	131,894	198,421	150.4

（公共）



（企業）



単位：百万円

6 . 第6期公害防止計画（平成8年度～平成12年度）

第5期公害防止計画は、平成7年度をもって終了したが、さらに改善すべき課題も残されており、公害の未然防止の徹底、生活環境の保全に努める必要のあることから、平成8年度から平成12年度までを計画期間とした第6期公害防止計画が策定された。

本計画に係る主要課題は次の通りである。

- 1 主要幹線道路沿道における騒音の防止を図る。
- 2 朝明川等水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。
- 3 伊勢湾のCOD、窒素及び水質汚濁・盲栄養化の防止を図る。

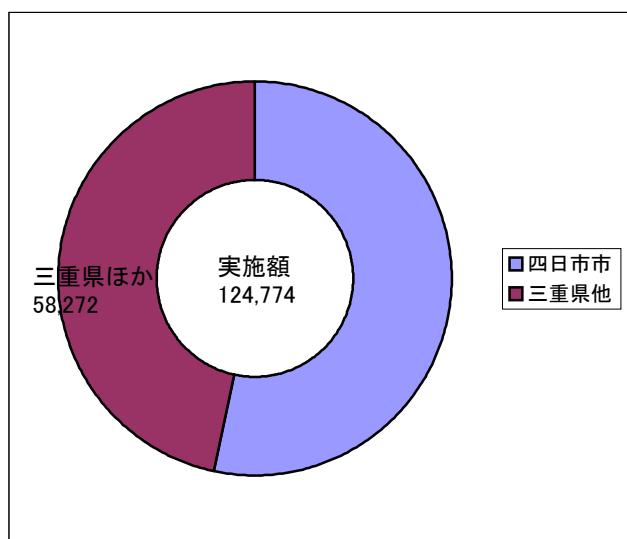
第6期公害防止計画（平成8年度から平成12年度まで）実施状況

表6 . 第6期公害防止計画実施状況（第2章 表6）

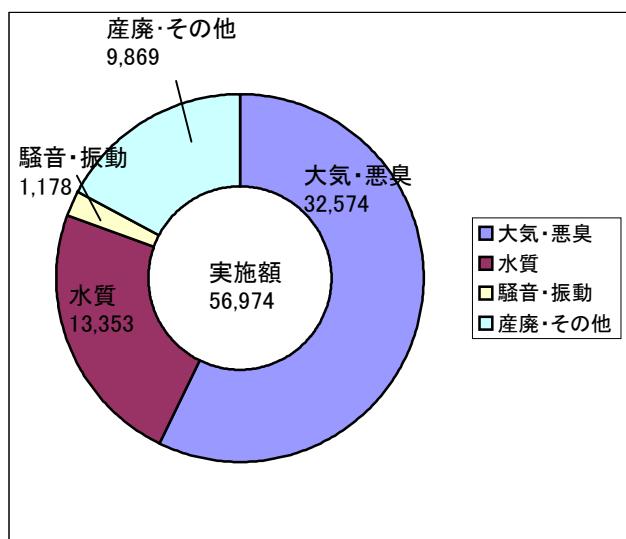
(単位:百万円)

期間	事業主体	計画事業費	平成8年～11年度実施額	進捗率(%)
平成8年度～平成12年度	公共 〔四日市市〕	195,514 〔126,632〕	124,774 〔66,502〕	63.8 〔52.5〕
	企業	42,218	56,974	135.0
計		237,732	181,748	76.5

(公共)



(企業)



第6期四日市地域公害防止計画事業（計画期間：平成8年～12年度）

公共關係事業所用經費

表 7 . 公共關係事業所用經費（第 2 章 表 7 ）

(単位：百万円)

区分	事業名	事業主体名	事業内容	計画事業費	累積事業実施額	平成 11 年度実施額	進捗率 (%)
公害対策事業	流域下水道整備	三重県	終末処理場、管渠等整備	19,516	13,649	2,801	84.3
	公共下水道整備	四日市市	日永浄化センター処理施設増設	(1,526) 1,526	(2,322) 2,322	(463) 463	(182.5) 182.5
	"	四日市市、楠町、朝日町、川越町	終末処理場、管渠等整備	(63,734) 75,414	(32,173) 39,726	(8,556) 9,794	(63.9) 65.7
	廃棄物処理施設等整備	四日市市、四日市港管理組合、朝明広域衛生組合	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設、コミニティ・プラント、廃棄物埋立護岸	(36,791) 43,030	(2,224) 9,110	(4,516) 4,631	(18.3) 31.9
	監視測定機器整備	三重県、四日市市、楠町	監視測定機器等整備	(48) 536	(25) 32	(5) 9	(62.5) 7.6
	公害保健対策	三重県、四日市市	健康被害予防事業、健康被害福祉事業等	(61) 81	(42) 54	(6) 7	(78.7) 75.3
公害関連事業	その他	三重県、四日市市	公害防止調査研究、農業集落排水施設整備、合併処理浄化槽設置整備等	(3,524) 3,816	(2,349) 2,624	(984) 1,253	(94.5) 101.6
	小計			(105,684) 143,918	(39,135) 67,517	(14,530) 18,958	(50.8) 60.1
公害対策事業	公園緑地等整備事業	三重県、四日市市、四日市港管理組合	都市公園等整備、港湾緑地整備	(9,695) 12,876	(4,890) 10,091	(682) 1,371	(57.5) 89.0
	交通対策事業	三重県、四日市市等	バイパス等の整備、鉄道と道路の立体交差化、駐車場対策、信号機の機能の高度化	(10,689) 14,188	(5,609) 6,989	(1,160) 1,295	(63.3) 58.4
	地盤沈下対策事業	三重県等	工業用水道、河川改修、観測・調査等	23,698	14,513	3,517	76.1
	その他	三重県、四日市市	公害防止等融資・利子補給、環境教育等	(564) 834	(476) 442	(20) 81	(87.9) 62.7
小計				(20,948) 51,596	(10,975) 32,035	(1,862) 6,264	(61.2) 74.2
合計				(126,632) 195,514	(50,110) 99,552	(16,392) 25,222	(52.5) 63.8

二段書き（ ）内は、四日市市分

企業関係事業分

表8. 公共関係事業所用経費（第2章 表8）

(単位:百万円)

区分	計画期間	計画事業費	実施額		進捗率 %
			累積	平成10年度	
大気汚染防止対策	平成8年度～平成12年度	23,866	27,315	3,245	114.5
水質汚濁防止対策	"	9,915	11,951	1,980	120.5
騒音・振動防止対策	"	932	1,148	48	123.2
悪臭防止対策	"	2,239	1,475	922	65.9
産業廃棄物対策	"	2,062	3,352	2167	162.6
その他	"	3,203	4,853	1,084	151.5
合	計	42,218	50,095	9,446	118.7

※その他の対策は、測定機器、工場緑化等

(注)小数点以下を四捨五入しているため、各欄の額の合計と合計欄等の数値等が一致しない場合がある。

第3節環境基本条例の制定と環境計画の策定

今日の複雑化・多様化する環境問題に、まちづくりという視点から適切かつ迅速に対応していくため、平成7年3月「四日市市環境基本条例」を制定し、また、「四日市市環境計画」を策定した。

1. 四日市市環境基本条例（条例本文は、140ページ参照）

今日の環境問題は、事業者のみならず、市民の日常生活に起因するものも多く、規制的手法では無理がある。環境に配慮したまちづくりを進めるに当たっては、市民、事業者の自発的、積極的な参加と行政との緊密な連携、協力が不可欠であり、本市の自然的、社会的条件を生かした環境政策の基本的枠組みを示す必要がある。

そのため、本市では、平成5年度から、「四日市市環境保全審議会」上有識者からなる「環境管理計画策定専門会議」及び市民の代表からなる「環境を考える市民会議」における意見を踏まえ、庁内においては、両助役及び各局・部長等で構成する「環境管理計画策定運絡会議」をはじめとする各種の検討会議を開催し、検討を進め、平成7年3月、議会の議決を経て、「四日市市環境基本条例」を制定した。

本条例の特色は次の点があげられる。

四日市市の公害の経験と教訓を礎としていること。（前文）

すべてのものが、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っていることを明記したこと。（前文）

良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与すること。（第1条）

良好な環境を、社会環境と自然環境の調和により生じる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環境と定義したこと。（第2条）

市の環境施策は、良好な環境の保全及び創造に関する基本理念を基底とし実施する旨の市の責務を明記したこと。（第4条）

本市の有する環境技術を生かしたこれまでの取組を一層推進するため、地球的視野に立った国際環境協力の推進を明記したこと。（前文、第3条、第7条、第15条）

環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境計画を策定し、その実効的かつ総合的な推進のために、庁内に環境調整会議を設ける旨規定したこと。（第8条、第10条）

2 . 四日市市環境計画

「四日市市環境計画」は、「四日市市環境基本条例」に位置づけられたもので、条例で示された基本理念の実現に向け、環境に配慮したまちづくりを進めるための環境施策の総合的、計画的な推進方策を具体的に示したものである。

これは、「四日市市総合計画」の進展を環境面から実現するという役割を担っており、期間も「総合計画基本構想」と整合をとり、平成12年度までとしている。

四日市市総合計画基本構想の目標とする都市像

魅力と活力に満ちた産業と文化のまち「四日市」

四日市市環境基本条例

---基本理念・環境施策の基本方針---

四日市市環境計画

環境の範囲（環境施策の体系）

環境の現況と課題

市民の環境意識

望ましい環境像

全市

地球的な視野に立ち、皆で取り組む、
水と緑の豊かな、安らぎと潤いに満ちたまち

北部自然地域

豊かな自然と人の活動が調和した、安らぎのあるまち

北部都市地域

豊かな海と伝統文化にはぐくまれた、にぎわいのあるまち

中部自然地域

農・学・住が調和した、豊かでさわやかなまち

中部都市地域

水と緑に包まれた、活力と魅力あふれるまち

南部自然地域

豊かな自然に包まれた、静かで潤いのあるまち

南部都市地域

きれいな空気と水にはぐくまれた、活気あふれるまち

環境目標

環境施策の基本方針

総合的推進計画の進行管理等

望ましい環境像の実現

魅力と活力に満ちた産業と文化のまち「四日市」

第4節 環境保全関係年表

年 月	で き ご と
昭和 16 年 1月	石原産業操業開始
" 16 年 2月	海軍第二燃料しょう操業開始
" 18 年 7月	大協石油(株)四日市製油所操業開始
" 28 年	伊勢湾一帯工業地帯の整備基本計画」策定
" 30 年	水質汚濁・異臭魚の出現
" 30 年 4月	「石油化学育成対策」の策定(通産省)
" 30 年 8月	海軍第二燃料しょう跡地に昭和四日市石油(株)が進出決定
" 32 年 7月	工業用水法による規制地域となる
" 32 年 11月	午起埋立地(69万m ²)着工〔S 36年10月完成〕
" 34 年 4月	第1コンビナート本格稼働開始
" 35 年 3月	築地市場で「伊勢湾の魚は油臭いので、厳重な検査が必要」と通告
" 35 年 4月	塩浜地区連合自治会の「ばい煙、騒音、悪臭」に対する市への陳情
" 35 年 8月	『四日市市公害防止対策委員会』発足
" 35 年 10月	『伊勢湾汚水対策漁民同盟』結成(鈴鹿以北の15の漁業共同組合)
" 35 年 11月	PbO ₂ 法によるSO ₂ 測定、降下ばいじん測定開始
" 35 年 12月	『伊勢湾汚水対策推進協議会』発足(異臭魚の調査と漁業補償)
" 36 年 9月	塩浜地区連合自治会が公害について地区住民にアンケートを実施
" 36 年 10月	総連合自治会での決議(公害の早期解決と工場側の防止設備を求める)
" 37 年 2月	四日市市公害対策委員会が調査結果を中間報告 (ばいじんは川崎より少ないがSO ₂ は多く、特に磯津はひどい)
" 37 年 8月	三重県立大学医学部附属塩浜病院で公害病の無料検診実施
" 37 年 8月	塩浜地区で初の公害検診実施、磯津に気管支系疾患顕著
" 37 年 8月	四日市市住民健康調査実施(以後毎年実施)
" 37 年 9月	『四日市地区大気汚染対策協議会(国・県・市)』設立(疫学検査)
" 37 年 12月	磯津町に県下で初のSO ₂ 自動測定器設置、測定開始(県)
" 38 年 7月	三重県に『公害対策室』設置(大気汚染、水質汚濁の2係9人)
" 38 年 8月	四日市市衛生課に『公害対策係』を設置
" 38 年 8月	三重県公害パトロールカーを四日市保健所に配備

”38年 8月 塩浜自治会が医療費負担開始

年 月	で き ご と
昭和38年11月	四日市地区大気汚染特別調査会(黒川調査団)現地調査〔厚生・通産両省〕
”38年11月	第2コンビナート本格稼働開始
”39年 5月	四日市市衛生部に『公害対策課』設置
”39年 5月	四日市市と三重郡楠町がばい煙規制法の規制地域に指定 〔2力年の猶予後S41年5月本格適用〕
”39年 6月	厚生省委嘱による統計研究会(都留調査団)が現地調査 〔公害による損失評価、補償対策に関する研究〕
”39年 6月	市内小学校、幼稚園に空気清浄機設置(189台)
”39年 10月	『三重県公害対策特別委員会』設置
”40年 2月	『四日市市公害関係医療審査会』発足
”40年 4月	厚生省委託「学童の大気汚染影響調査」開始(S44年まで)
”40年 5月	市が公害患者の治療費を負担する制度発足(医療費の無料化) 〔18人を認定、うち14人が入院患者〕
”40年 6月	三重県立大学医学部付属塩浜病院に空気清浄病室設置(24床)
”41年 3月	水質保全法による規制水域(四日市・鈴鹿水域)となる
”41年 4月	『三重県企画部公害課』設置
”41年 4月	市立四日市病院に空気清浄病室設置(18床)
”41年 8月	四日市都市公害対策研究会が都市改造計画「マスタープラン」を答申
”41年 10月	「四日市市公害対策審議会条例」制定(四日市市公害防止対策委員会解消)
”41年 11月	三重県テレメーター方式による大気汚染の常時監視開始 (磯津町、三浜小学校、保健所、窯業試験場)
”41年 11月	塩浜地区都市改造事業調査(35万m ²)[S43年まで]
”41年 11月	平和町67戸集団移転(S43年まで)
”41年 12月	中央緑地公園建設開始(28万m ²)[S44年3月完成]
”42年 2月	第3コンビナートの霞ヶ浦埋立採決(S47年2月本格稼働開始)
”42年 7月	「三重県公害防止条例」公布
”42年 8月	「公害対策基本法」公布・施行
”42年 8月	『三重県公害審議会』設置(20人)
”42年 8月	『三重県公害センター』を四日市市に設置

[大気汚染の常時監視と分析業務を一元化]

〃42年 9月 磯津の患者9人がばい煙発生企業6社を相手に四日市公害訴訟提起〔慰謝料

年 月	で き ご と
	請求など津地裁四日市支部に提起〕
昭和42年 9月	四日市市職労など公務員労組を中心に「公害訴訟を支持する会」準備会発足
〃42年12月	雨池町44戸集団移転(543年まで)
〃42年12月	『三重県公害保健医療研究協議会』発足
〃43年 1月	三重県公害防止条例によりばい煙排出基準を設定し規制を開始
〃43年 3月	塩浜中学校移転
〃43年 6月	「大気汚染防止法」・「騒音規制法」公布
〃43年 9月	『四日市地域公害防止対策協議会』発足(国・県・市・住民・企業・学者) 〔住民と企業の対話による公害防止をめざす〕
〃43年12月	硫黄酸化物一般排出基準(K値)設定
〃44年 2月	「硫黄酸化物による大気汚染のための環境基準」閣議決定
〃44年 3月	四日市市が「騒音規制法」による指定地域となる
〃44年 4月	「三重県公害防止条例施行規則」の改正により、騒音・ガス・粉じん・臭気の排出基準を設定
〃44年 4月	四日市地区における悪臭に関する調査研究開始(県・市)
〃44年 5月	内閣総理大臣から四日市地域公害防止計画の策定を指示
〃44年 5月	四日市市第3コンビナートと「公害防止協定」締結
〃44年 7月	『三重県公害対策協議会』発足(伊勢湾汚水対策推進協議会解消)
〃44年 7月	「硫黄酸化物特別排出基準」設定(K値5.26 最大着地濃度0.009ppm)
〃44年12月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布され四日市市が指定地域となる
〃45年 4月	四日市市公害対策課が2係(管理係、調査指導係)に
〃45年 4月	「水質汚濁に係る環境基準」を閣議決定
〃45年 4月	四日市市教育委員会が「公害学習指導資料」を作成
〃45年 4月	霞ヶ浦埋立地完成(127万m ²)
〃45年 6月	「公害紛争処理法」公布
〃45年 9月	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定(四日市・鈴鹿水域の6河川・海域)
〃45年11月	『三重県衛生部公害局(指導課、規制課)』を新設
〃45年12月	「四日市地域に係る公害防止計画」(第一期)について内閣総理大臣の承認

を得る（S 4 6 年度～S 5 0 年度）

〃45年12月 『三重県公害対策審議会』設置（前身、公害審議会）

〃45年12月 『三重県水質審議会』設置

年 月	で き ご と
昭和45年12月	「水質汚濁防止法」（「水質保全法」、「工場排水規制法」廃止）により県下全域が規制地域となる
〃46年 1月	『公害防止事業対策促進協議会』発足（四日市市、千葉市、市原市、倉敷市）
〃46年 2月	霞ヶ浦緑地建設開始（21万2千m ² ）〔昭和48年完成〕
〃46年 4月	四日市地域公害防止計画事業（第一期）開始〔港湾堆積汚泥浚渫等〕
〃46年 5月	三重県衛生部公害局に『環境調整課』を新設（3課制）
〃46年 5月	「騒音に係る環境基準」を閣議決定
〃46年 5月	『霞ヶ浦地域公害防止協議会』発足
〃46年 6月	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定（津松坂地先、伊勢地先海域等）
〃46年 6月	「悪臭防止法」公布
〃46年 7月	『環境庁』発足
〃46年 8月	『四日市港水質等調査連絡協議会』発足（県・四日市市・四日市港管理組合）
〃46年 9月	『鈴鹿川浄化対策促進協議会』発足（四日市・鈴鹿・亀山・楠・関）
〃46年 9月	「医療手当の特別措置要綱」制定
〃46年10月	四日市市が「大気汚染防止法」に基づく政令市となる
〃46年10月	『四日市地区大気汚染対策協議会』解散
〃46年10月	『三重県公害防止条例』制定（旧公害防止条例の全面改正）
〃46年11月	三重郡菰野町に公害患者の転地療養施設として県営住宅10戸を建設（県）
〃47年 1月	三重県が上乗せ排出基準を定める条例施行（大気、水質）
〃47年 4月	『三重県環境汚染解析プロジェクトチーム』発足 (同年11月硫黄酸化物の大気汚染解析結果報告 中間目標0.025ppm、最終目標0.017ppm)
〃47年 4月	三重県衛生部公害局を廃止し、『環境部』を新設 〔環境調整課、大気騒音課、水質課、環境保全課〕
〃47年 4月	四日市市衛生部を『環境部』と改称
〃47年 4月	『三重県公害防止条例』改正、施行（全国初の硫黄酸化物総量規制導入）
〃47年 5月	四日市市内で光化学オキシダント測定開始 (四日市北高等学校、四日市南中学校、四日市市役所、公害センター)

〃47年 6月 四日市地域(四日市市、三重郡楠町、朝日町、川越町)で光化学スモッグ注意報が初めて発令

〃47年 6月 『大気系公害被害者救済法指定地域連絡協議会』発足

〃47年 6月 「光化学スモッグの緊急時対策実施要領」制定(県)

年 月	で き ご と
昭和47年 7月	四日市公害訴訟判決(24日)仮執行 (石原産業株)が代表して 9,500万円の賠償)
〃47年 8月	コンビナート関係企業に公害防止に関する事項を緊急指示(県・市)
〃47年 8月	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による指定地域外の患者救済について」四日市市公害対策審議会に諮問(S49年3月答申)
〃47年 9月	磯津地区公害患者自主交渉開始
〃47年 10月	『四日市港水質汚濁防止対策協議会』設置
〃47年 11月	磯津地区公害患者自主交渉妥結
〃48年 1月	四日市市「公害に係る健康被害の救済特別措置要領」実施
〃48年 2月	三重県公害センターの新築移転(煙源監視テレメーター等を整備)
〃48年 2月	「悪臭防止法」による指定地域となる
〃48年 3月	主要26工場の煙源テレメーターによるばい煙排出状況の常時監視開始
〃48年 4月	四日市市公害対策課が管理係、大気係、水質係及び公害保健係の4係となる
〃48年 4月	「三重県公害防止条例施行規則」改正、施行 (テレメーター方式による硫黄酸化物排出量等の電送)
〃48年 6月	第1回環境週間(以後毎年実施)
〃48年 9月	四日市公害対策協力財団設立(基金拠出企業18社)解散(S53年3月)
〃48年 10月	「公害健康被害補償法」公布(S49年9月刊行)
〃48年 12月	大気汚染状況電光表示装置設置(市庁舎玄関ホール)
〃49年 1月	三重県公害対策審議会が窒素酸化物の総量規制案を答申
〃49年 3月	「三重県公害防止条例」改正(工場新設許可制に係る地域指定、炭化水素系物質並びに悪臭物質の規制及び天白川水域の排水上乗せ規制を加える)
〃49年 4月	日本エクロジル株四日市工場 塩素ガス流出事件
〃49年 6月	「大気汚染防止法」の一部を改正する法律公布(硫黄酸化物の総量規制導入)
〃49年 6月	「公害健康被害補償法」の改正、公布(自動車重量税充当方式の採用)
〃49年 6月	四日市港の堆積汚泥浚渫事業を告示

〃49年 8月	「公害健康被害補償法に基づく公害保健福祉事業について」四日市市公害対策審議会に諮問（同年11月答申）
〃49年 9月	「三重県公害防止条例」改正（窒素酸化物および化学的酸素要求量総量規制）
〃49年 9月	「公害健康被害補償法」が施行され新法の指定地域に移行
〃49年 9月	空気清浄機の貸出開始
〃49年10月	「公害健康被害補償法」に基づき、『四日市市公害健康被害認定審査会』及び
年 月	で き ご と
昭和49年11月	『四日市市公害診療報酬審査委員会』を設置し、認定患者の救済を開始 三重郡楠町全域が「公害健康被害補償法」に基づく地域に指定
〃50年 1月	四日市地域が三重県条例によるばいじんの上乗せ基準適用
〃50年 3月	四日市市が従来の公害防止協定書に加え「災害防止協定書」の2本立てでコンビナート関連企業との間で締結
〃50年 4月	「三重県公害防止条例」改正、施行（地下水の採取の規制を追加）
〃50年 7月	『四日市市公害健康被害者療養運営委員会』設置
〃50年 8月	大気汚染移動監視測定車購入
〃50年11月	三重県・四日市市の公害健康被害者成人転地療養事業実施（以後毎年実施）
〃51年 2月	『「大気汚染防止法」に基づく四日市地域硫黄酸化物総量削減計画及び総量規制基準』を告示
〃51年 4月	三重県環境部を『三重県生活環境部』に改称（各保健所に環境課を設置）
〃51年 4月	三重県公害センターを『三重県環境科学センター』に改称
〃51年 6月	環境週間事業として市内公立小学校で公害学習指導始まる
〃51年 8月	四日市市の公害健康被害児童の転地療養事業実施（S59年度まで毎年実施）
〃51年 8月	「三重県公害防止条例」一部改正 (硫黄酸化物が「大気汚染防止法」に移行するため)
〃51年 9月	「悪臭防止施行令」一部改正 (悪臭物質として二硫化メチル、アセトアルデヒト、スチレンの3物質追加)
〃51年12月	四日市市公害対策課水質試験室と大気試験室をあわせ総合分析室設置（385m ² ）
〃52年 3月	四日市地域において二酸化硫黄の環境基準達成（51年度測定結果）
〃52年 3月	「公害健康被害補償法」に基づく家庭療養指導事業実施（以後継続実施）
〃52年 4月	三重県公害防止条例により地下水揚水量20%削減実施

- 〃52年 8月 三重県公害対策審議会が悪臭3物質について答申
- 〃53年 1月 四日市市が振動規制法による規制地域となる。
- 〃53年 2月 「四日市市における今後の公害対策の基本について」四日市市公害対策審議に諮問
- 〃53年 3月 『四日市市公害対策財団(県知事認可)』解散
- 〃53年 4月 「四日市市公害健康被害者特別救済措置要領」実施
- 〃53年 4月 四日市市立納屋小学校で自動車排出ガス測定開始

年　月	で　き　ご　と
昭和 53 年 6 月	「水質汚濁防止法」の改正により水質総量規制制度導入
〃 53 年 6 月	「市民への健康影響について」答申（四日市市公害対策審議会）
〃 53 年 7 月	「二酸化窒素にかかる環境基準」決定
〃 53 年 10 月	「大気汚染対策について」答申（四日市市公害対策審議会）
〃 54 年 3 月	三重県「環境影響評価の実施に関する指導要綱」施行
〃 54 年 3 月	日本エロジル株塩素ガス流出事件判決（7日）控訴（20日）
〃 54 年 3 月	「四日市地域公害防止計画（第2期=S53年度～S57年度）」承認される
〃 54 年 4 月	「四日市市公害健康被害者みたき保養所」竣工
〃 54 年 4 月	「環境アセスメント指導要綱」施行（県）
〃 54 年 4 月	（株）平山物産に対し、水質汚濁防止法・三重県公害防止条例違反で三重県が、 悪臭防止法違反で四日市市が告発 (58年6月平山物産と廃業契約締結、翌月廃業)
〃 54 年 6 月	伊勢湾総量規制施行
〃 54 年 7 月	「三重県公害防止条例」改正、施行（工場等の許可基準の改正）
〃 54 年 7 月	二酸化窒素の行政目標を年平均値 0.02 ppm に決定（県）
〃 54 年 8 月	『三重県環境保全事業団』発足
〃 54 年 9 月	「三重県公害防止条例施行規則」改正、施行（窒素酸化物総量規制の改正）
〃 54 年 12 月	「三重県環境影響技術指針」策定
〃 55 年 3 月	石原産業株工場排水事件判決
〃 55 年 4 月	『富栄養化対策連絡会』設置
〃 55 年 4 月	三重県水質テレメーター監視システム導入
〃 55 年 7 月	「三重県合成洗剤対策推進要領」実施（県）
〃 56 年 3 月	四日市市独自による公害患者の救済終了
〃 56 年 6 月	「大気汚染防止施行令」一部改正（窒素酸化物総量規制の導入）
〃 56 年 6 月	公害患者に「成人日帰りリハビリテーション事業」を開始（以後毎年実施）
〃 56 年 7 月	「三重県小規模事業等排水処理対策指導要領」制定
〃 56 年 10 月	（同年12月答申、S57年1月市長の意見書提 示） 「四日市火力発電所4号系列等設置計画の環境影響評価準備書に対する公害 の防止及び自然環境の保全について」四日市市公害対策審議会に諮問 (同年12月答申、S57年1月市長の意見書提 示)
〃 57 年 4 月	「三重公害防止条例」改正、施行（深夜営業騒音の規制）

- 〃57年 6月 「大気汚染防止法施行規則」改正、施行（ばいじん排出基準の改正、強化）
- 〃57年 8月 公害保健事業として「水泳訓練事業」を実施（以後毎年実施）

年 月	で き ご と
昭和 57 年 9 月	「四日市市における今後の公害防止対策とその推進について」四日市市公害対策審議会に諮問（S58年11月答申）
〃 57 年 11 月	「三重県生活排水対策連絡会議」を設置
〃 58 年 3 月	「公害健康被害補償法」に基づく審査請求が提訴される（2件）
〃 58 年 12 月	「三重県生活排水対策推進要綱」制定（県）
〃 59 年 3 月	「四日市地域公害防止計画（第3期=S58年度～62年度）」承認される
〃 59 年 9 月	国道23号線（1.17km）が「幹線道路の沿道整備に関する法律」の適用を受ける
〃 59 年 10 月	「公害健康被害補償法」に基づく審査請求に対して裁決がなされる
〃 60 年 6 月	「大気汚染防止法施行令施行規則」改正（小型ボイラーを規制対象に追加）
〃 60 年 7 月	「智積養水」が環境庁の名水百選に認定される
〃 60 年 8 月	公害保健事業として「親子健康教室（音楽訓練）」を実施（以後毎年実施）
〃 60 年 10 月	「四日市市自然環境保全対策協議会設置要綱」制定
〃 61 年 1 月	「（仮称）四日市セントラルゴルフ倶楽部及び（仮称）四日市桜台カントリー倶楽部のゴルフ場建設設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見について」四日市市公害対策審議会に諮問（菰野カントリークラブも併せ諮問） 〔セントラル・桜台カントリーについて同年3月市長の意見書提示、菰野カントリーについて同年12月市長の意見書提示〕
〃 61 年 8 月	四日市市自然環境保全現況調査（植物、動物、地形・地質の3部門）開始 〔平成元年度まで〕
〃 61 年 10 月	『四日市市自然環境保全対策協議会』発足
〃 62 年 2 月	「公害健康被害補償法」の地域指定解除について、三重県知事並びに四日市市長の意見を内閣総理大臣に提出
〃 62 年 7 月	水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量についての総量規制基準」施行
〃 62 年 9 月	「公害健康被害補償法」一部改正（法律の題名及び目的）
〃 62 年 11 月	「公害健康被害補償法」一部改正（第1種地域の指定解除等）
〃 62 年 12 月	環境庁より「星空の街」に選定される
〃 63 年 3 月	「公害健康被害補償等に関する法律」が施行され、公害認定患者の新規認定制度がなくなる
〃 63 年 4 月	四日市市公害対策審議会、四日市市自然環境保全対策協議会を再編し、『四日市市環境保全審議会』を設置

〃63年 4月 都市計画部公園緑地課の所管であった自然保護業務を公害対策課へ移管し、

年 月	で き ご と
	公害対策課を『環境保全課』に改組
昭和 63年 4月	合併処理浄化槽設置整備事業に伴う補助事業を開始（四日市市）
〃 63年 5月	「三重県産業廃棄物処理指導要綱」制定
〃 63年 9月	「大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」及び「大気汚染防止法に基づく燃料使用基準」告示（県）
〃 63年 9月	「水質汚濁防止法化学的酸素要求量に係る総量規制基準」の特例を告示（県）
〃 63年 10月	日本エロジル株塩素ガス流出事件の最高裁判決（27日）
平成 元年 3月	「水質汚濁防止法化学的酸素要求量に係る総量規制基準」の一部改正（県）
〃 元年 3月	「三重県環境基金」を設置
〃 元年 3月	「四日市地域公害防止計画（第4期＝S63年度～H2年度）」承認される
〃 元年 4月	「騒音規制法」一部改正（建設作業に関する騒音の規制基準）
〃 元年 5月	小山最終処分場建設に係る環境影響評価準備書に対する意見について四日市環境保全審議会に諮問（同年8月市長の意見書提示）
〃 元年 6月	「水質汚濁防止法」の一部改正（有機物質を含む水の地下浸透禁止等）
〃 元年 9月	『三重県地球環境対策会議』を設置
〃 元年 9月	「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」一部改正（県）
〃 元年 10月	「水質汚濁防止法施行令」一部改正、施行 (有害物質としてトリクロロエチレンおよびテトラクロエチレンを追加)
〃 元年 12月	「大気汚染防止法」一部改正（特定粉じんとして石綿を指定）
〃 2年 2月	「三重県公害防止条例施行規則」改正、施行 (ディーゼル機関及びガスタービンに係る窒素酸化物総量規制基準の設定)
〃 2年 3月	三重県及び四日市市の出捐により『(財)環境技術移転センター』設立
〃 2年 3月	「四日市市の植生と植物相」刊行
〃 2年 4月	「悪臭防止法施行令」の一部改正、施行（悪臭物質としてプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を追加）
〃 2年 5月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」施行（国）
〃 2年 6月	「水質汚濁防止法」一部改正（生活排水対策に係る規定及び指定地域特定施設の制度の創設）
〃 2年 7月	「(仮称) ヘラルドカントリー倶楽部造成に係る環境影響評価準備書、(仮称)

四日市セイブゴルフカントリークラブ造成に係る環境影響評価準備書及び石原地区埋立事業計画に係る環境影響評価準備書に対する意見について」四日市市環境

年 月	で き ご と
	保全審議会に諮問
平成 2 年 9 月	同年 9 月ヘラルドに市長の意見書を提示及び石原埋立について県知事に 市長の意見書を提示、H 3 年 3 月セイブに市長の意見書を提示 「水質汚濁防止法」一部改正（生活排水対策の推進）
〃 2 年 10 月	四日市市地区広域市町村圏環境保全審議会発足
〃 2 年 11 月	「大気汚染防止法施行令」一部改正（ガスエンジン及びガソリンエンジンを ばい煙発生施設として追加）
〃 2 年 12 月	「ゴルフ場における病害虫、雑草安全防除暫定指針」施行（県）
〃 2 年 12 月	「悪臭防止法施行令」一部改正（悪臭物質としてプロピオン酸、ノルマル酪 酸、ノルマル吉草酸、及びイソ吉草酸）に伴う悪臭物質の規制基準について 三重県公害対策審議会より答申
〃 2 年 12 月	（財）環境技術移転センターが通産大臣所管法人として認可を受ける
〃 3 年 1 月	（財）環境技術移転センターへ初めてメキシコから研修員（9名）受け入れ
〃 3 年 1 月	「東ソー(株)四日市第 2 エチレン事業計画環境影響評価準備書に対する意見に ついて」四日市市環境保全審議会へ諮問（同年 3 月市長の意見書を提示）
〃 3 年 2 月	「大気汚染防止法施行令」一部改正（特定施設としてガス機関及びガソリン 機関を追加）
〃 3 年 2 月	（財）環境技術移転センターの寄附行為の一部を変更し、名称を『（財）国 際環境技術移転研究センター』に変更
〃 3 年 2 月	「三重県公害防止条例施行規則」改正（ガス機関及びガソリン機関のうち非 常用施設に係る適用除外等）
〃 3 年 2 月	「三重県公害防止条例施行規則」改正（ガス機関及びガソリン機関のうち非 常用設備に係る適用除外等）
〃 3 年 3 月	市内既設ゴルフ場 3 社と環境保全協定を締結
〃 3 年 3 月	「悪臭防止法」に基づく規制地域の指定、規定基準の設定を告示（県）
〃 3 年 3 月	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を告示（県）
〃 3 年 3 月	「四日市市の野性動物」刊行
〃 3 年 5 月	「ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱」、「大規模土地取引等に関する 事前指導要綱」及び「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」一部改正（県）

- 〃3年 5月 「ゴルフ場排水に含まれる農薬等の水質検査に係る指導指針」施行（県）
- 〃3年 6月 「(仮称) 南四日市カントリークラブ建設に係る環境影響評価準備書に対する意見について」四日市市環境保全審議会へ諮問（同年9月市長の意見書提示）

年 月	で き ご と
平成3年 7月	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設の特定施設への追加）
〃3年 8月	「土壤の汚染に係る環境基準」設定を告示（環境庁）
〃3年 9月	公害パトロール車として電気自動車を1台導入
〃3年11月	「伊勢湾富栄養化対策指針」を策定（県）
〃4年 1月	「中部電力(株)川越火力発電所3、4号機増設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見について」四日市市環境保全審議会へ諮問 (同年4月市長の意見書を事業者に提示)
〃4年 3月	「四日市の土地分類」刊行
〃4年 3月	「四日市地域公害防止計画（第5期＝H3年度～H7年度）」承認される
〃4年 4月	四日市市が「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる
〃4年 4月	「四日市市低公害車普及助成制度」発足（電気自動車の購入費助成）
〃5年 2月	窒素酸化物に係る総量規制の見直し（県条例規則改正）
〃5年 3月	水質汚濁に係る環境基準一部改正（トリクロロエチレンなど15項目を追加指定し、新たに要監視項目を設定）
〃5年 3月	「四日市市特定事業の適正開発に関する要綱」施行
〃5年 3月	四日市市環境教育推進計画策定懇談会より「環境教育推進計画策定に係る提言書」が提出される。
〃5年 7月	『三重県自動車交通公害対策推進協議会』発足（県、市、関係行政機関、団体で構成）
〃5年11月	水質汚濁に係る環境基準についての一部改正（窒素、燐を追加指定） 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正の施行（有害物質を追加指定）
〃5年11月	環境基本法公布、施行（公害対策基本法廃止）
〃6年 2月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（有害物質を指定追加）
〃6年 2月	「昭和四日市石油(株)重油接触分解装置等の増設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見について」四日市市環境保全審議会へ諮問 (同年5月市長の意見書を事業者に提示)
〃6年 3月	「四日市市地域開発環境配慮指針」策定

- 〃 6年 3月 「よっかいちの自然 第1集『里山の林』」を刊行
- 〃 6年 3月 「よっかいち環境教育プラン（平成6年度～9年度）」の策定
- 〃 6年 4月 「悪臭防止法施行令」一部改正（トルエン等の10物質を追加指定）
- 〃 6年 5月 環境影響評価の実施に関する指導要綱改正（県）

年　月	で　き　ご　と
平成 6 年 7 月	「三重県地球環境保全行動計画（アジェンダ 21 みえ）」の策定（県）
〃 7 年 3 月	「四日市市環境基本条例」制定（4 月施行）
〃 7 年 3 月	「四日市市環境計画」策定
〃 7 年 6 月	国連環境計画より四日市市が「グローバル 500 賞」を受賞
〃 7 年 9 月	四日市市が「快適環境都市」を宣言
〃 8 年 4 月	四日市市環境保全課の環境保全係を『環境調整係』に名称変更、また大気係、水質係を統合し、『大気水質係』に改組
〃 8 年 5 月	「大気汚染防止法」の一部改正（有害大気汚染物質への対応）
〃 8 年 6 月	市立博物館にて「公害展」を開催（6 月 21 日～7 月 21 日）
〃 8 年 8 月	『四日市市環境学習センター』を開設
〃 9 年 2 月	「四日市地域公害防止計画（第 6 期＝H 8 年度～12 年度）」承認される
〃 9 年 3 月	「よっかいちの自然 第 4 集 - 海岸・河口」を刊行
〃 9 年 3 月	四日市市生活排水対策推進計画策定
〃 9 年 4 月	環境保健サーベイランス調査委託業務（環境庁）開始
〃 9 年 6 月	「環境影響評価法」公布
〃 9 年 8 月	「大気汚染防止法」の一部改正（ダイオキシン類が指定）
〃 9 年 10 月	四日市市施行 100 周年記念事業「地球市民四日市環境フォーラム」及び「ふれあい地球体感広場エコトピアよっかいち」を開催
〃 10 年 4 月	「大気汚染防止法」の一部改正（廃棄物焼却炉に係るばいじん排出基準の改定強化）
〃 10 年 4 月	環境保健健康審査・相談事業開始
〃 10 年 10 月	ISO14001 認証取得推進担当（3 名）が環境保全課内に組織される
〃 10 年 12 月	「三重県環境影響評価条例」公布
〃 11 年 2 月	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ホウ素を追加指定）
〃 11 年 4 月	「騒音に係る環境基準」改定
〃 11 年 4 月	公害保健事業としての「水泳訓練事業」及び「親子健康教室（音楽訓練）」を中止し、健康増進センターを利用する福祉事業を開始
〃 11 年 6 月	「環境影響評価法」施行
〃 11 年 6 月	「三重県環境影響評価条例」施行
〃 11 年 8 月	環境マネジメントシステム運用開始

年　月	で　き　ご　と
平成12年　1月	ダイオキシン類対策特別措置法施行
〃12年　2月	四日市市役所の本庁舎・北館・市営中央駐車場でISO14001の認証を取得
〃12年　4月	「自動車騒音の限度を定める命令」を改正（測定方法の変更）
〃12年11月	四日市市が特例市に移行